

添付書類

添付書類の種別 【根拠法令】	備考	
	表示マーク（銀）	表示マーク（金）
防火対象物（防災管理） 点検報告書（写）※1 【法8条の2の2（法第36条において準用する法第8条の2の2）】	申請日から過去1年以内に実施した報告書を添付すること。ただし、申請日から過去1年以内消防署長に報告済みの場合は添付を省略することができる。	前回の申請日以降に実施した報告書を全て添付すること。ただし、前回の申請日以降に実施した報告書が全て消防署長に報告済みの場合は、添付を省略することができる。
防火対象物（防災管理） 点検報告特例認定通知書（写）※2 【法第8条の2の3（法第36条において準用する法第8条の2の3）】	申請日直近の特例認定通知書を添付すること。	表示マーク（銀）と同じ。
消防用設備等点検結果報告書（写） 【法第17条の3の3】	申請日から過去1年以内に実施した報告書を添付すること。なお、新築の建物については、消防用設備等（特殊消防用設備検査済証の写し）で代替できる。ただし、消防署長に報告済みの場合は、添付を省略することができる。防火対象物（防災管理）点検と同様とする。	前回の申請日以降に実施した報告書を全て添付すること。ただし、消防署長に報告済みの場合は添付を省略することができる。
製造所等定期点検記録表（写） 【法第14条の3の2】	申請日から過去1年以内に実施した記録表を添付すること。ただし、消防署長が記録表を	前回の申請日以降に実施した報告書を全て添付すること。ただし、消防署長が記録表を確認済み

	確認済みの場合は添付を省略することができる。	の場合は添付を省略することができる。
定期調査報告書（写） 【建基法第12条】	申請日直近に実施した報告書を添付すること。なお、新築の建物については、建築の検査済証の写しで代替できる。	申請日直近に実施した報告書を添付すること。
その他必要と認める書類	点検報告の不備事項の改修状況が確認できる書類	

- ※1 法第8条の2の3（法第36条において準用する法第8条の2の3）に基づく点検及び報告の特例の認定がされていない場合
- ※2 法第8条の2の3（法第36条において準用する法第8条の2の3）に基づく点検及び報告の特例の認定により防火対象物点検報告が免除されている場合